

## 学校にいる間に『緊急地震速報』が発令された時の対策

(震源地の予測震度が5弱以上の場合に「緊急地震速報」が出されます。)

### 1. 放送を流す。(2回繰り返す) —事務所勤務時間内7:00～17:00の間

緊急地震速報が出ました。強い揺れが来ます。  
緊急地震速報が出ました。強い揺れが来ます。  
身の安全を確保してください。

(17時以降は各部活動顧問の先生の指示に従って行動してください。)

### 2. 身の安全を確保する。

速報が流れてから、強い地震が来るまでの時間は数秒から10秒程度です。

机やテーブルなど、その場で一番丈夫な物の下に身をふせてください。また、倒れてきそうなものを支えに行こうなどとはしないでください。

(地震発生～2分) 自分の身を守る—激しい揺れは数10秒程度でおさまります。

(5分～10分) 割れたガラスなどに注意、革靴を履きましょう。

建物の下を歩く場合は、カバン等で頭を守りましょう。

### 3. 揺れが収まった後は教職員の指示に従って行動する。

※校庭等への避難が必要である場合、また帰宅を必要とする場合などについては、校長の判断により校内放送等にて指示をしますので、それに従って行動してください。

※登下校中に発令された場合は、状況を見て登校するか、帰宅するかの判断をしてください。

## 大規模地震時の安全対策

『大規模地震対策特別措置法』によると、東海地震の発生のおそれがあると判断された場合、「東海地震予知情報」が発表されます。

この場合、内閣総理大臣は直ちに東海地震「注意情報」または「警戒宣言」を発表することとなっています。

これとほぼ同時に、気象庁からマスコミを通じて「東海地震予知情報」が発表されます。

※本校は「注意情報」発令段階で、原則として休校措置をとります。

### 1. 大規模地震対策特別措置法による「注意情報」または「警戒宣言」が出された場合

#### (1) 生徒在宅中に発令された場合

① 「注意情報」、「警戒宣言」が解除されるまでの間、休校とする

② 「注意情報」、「警戒宣言」が解除された場合は「災害用伝言ダイヤル」、「本校ホームページ」で学校再開等の情報を確認する

※大規模地震が発生せずに「注意情報」または「警戒宣言」が解除された場合は、生徒手帳「荒天および交通機関運休にともなう臨時休校に関する規定」に準じて行動する

#### (2) 生徒の登下校中に発令された場合

通常の通学方法により、安全かつ速やかに帰宅する

① 公共交通機関が平常運転の場合は、駅員・乗務員の指示に従い速やかに帰宅する

② 徒歩・自転車での通学生徒は、安全を確認しながら帰宅する

③ 登校したほうが安全と考えられるときは登校し、学校の指示を受ける

#### (3) 学校にいる間に発令された場合

授業を中止し、生徒は必要に応じて校内指定場所(人工芝校庭)に集合するか、または放送にて学校長の訓話を聞き、教職員の指導に従い速やかに帰宅する

## 2. 大規模地震が発生し、交通機関が全面ストップの場合

- (1) 生徒の在宅中に発生した場合
  - ①安全が確認されるまで（「注意情報」、「警戒宣言」が解除されるまで）休校とする
  - ②学校再開等の情報は「災害用伝言ダイヤル」「本校ホームページ」等で確認する
- (2) 生徒の登下校中に発生した場合
  - ①公共交通機関利用時は、駅員・乗務員の指示に従い、速やかに帰宅する
  - ②徒歩・自転車での通学生徒は、安全を確認しながら帰宅する
  - ③登校したほうが安全と考えられるときは登校し、学校の指示を受ける
- (3) 学校にいる間に発生した場合
  - ①授業を中止し、生徒は必要に応じて校内指定場所（人工芝校庭）に集合するか、または放送にて学校長の訓話を聞き、教職員の指導に従う
  - ②大田区等、10km以内在住の生徒で帰路の安全が確認された生徒は、同方面の生徒をグループごとに、徒歩または自転車にて帰宅する
  - ③上記以外の生徒または帰宅が困難と考えられる生徒は、安全が確認されるまで学校で待機させる（三号館2階食堂、体育館・防災用グッズ500名分備蓄）
  - ④10km以内に避難可能な親戚等がある生徒については、そこへ緊急避難させる（「緊急避難先」）

## 3. 生徒があらかじめ保護者と話し合う事項

- ①公共交通機関がストップした場合の登校・帰宅方法・経路及びおよその所要時間
- ②帰宅が困難な場合の「緊急避難先」の確認
- ③帰宅が困難な場合の対応（学校で保護者の迎えを待つ、集合場所を決める等）
- ④自宅が被災した場合の家族の連絡・集合場所

## 4. 「注意情報」または「警戒宣言」発令中及び地震発生時における連絡方法

・「災害用伝言ダイヤル」を使用する（学校への問い合わせ電話をかけること）

・学校からのメッセージの再生 171-2-03-3750-2635

・生徒からのメッセージの録音 171-1-【市外局番からの自宅の電話番号】

・「本校ホームページ」を確認する。

※「災害用伝言ダイヤル」について ⇒ 各携帯電話会社のホームページで確認してください。

## 津波警報発令時の安全対策

本校は多摩川の河畔に立地しています。大地震に伴い津波被害を被る危険性があります。以下に従って行動してください。

津波到達時間まで数分足らずです。すばやく川の近くを離れ、高台へ向かってください。

### 1. 避難のタイミング

地域全体が、危険と判断された場合には、避難勧告が発令されますので、それに従い集団で避難してください。ただし目前に危険が迫っているときは、個人の判断で避難する必要があります。津波警報などの伝達の遅延や伝達ミスが考えられるため、警報を待たず避難行動を起こしてください。

原則として、校長の判断により、教職員の指示に従って行動してください。

### 2. 避難場所への避難

津波は10mを越えることも考えられます。「津波警報」が発令され、「避難指示」が出たら、できるだけ多摩川を離れ、池上線御嶽山駅方面（環状8号線を越えて北上）をめざしてください。徒歩または自転車で、安全を確認しながら移動してください。

逃げ遅れた場合は、三号館5階か体育館へ向かってください。（三号館は地上から5階フロア一部分まで15mあります。）安全が確認できるまでその場で待機してください。

以上